



NPO法人
ウィメンズネット

NEWS LETTER

「らいず」

2006
1月号

DV被害に悩む女性と子どもをサポートするNPO URL <http://www.npo-rise.info>

編集・発行 ウィメンズネット「らいず」広報部会 事務局〒310-0024 水戸市備前町2-5-415 TEL 029-221-7242 FAX 029-225-6131

人間の尊厳が守られる 暴力のない社会に

NPO 法人ウィメンズネット「らいず」が新たな出発



▲帯刀さんを講師にNPO法人の活動について学ぶ=水戸市男女文化センターびよんど

民間女性シェルターを運営しながら、DV被害に悩む女性と子どもの支援を続けているウィメンズネット「らいず」が2005年11月、すべての手続きを終えて、懸案の特定非営利活動法人（NPO 法人）を設立。茨城県内で唯一法人格をもつDV被害者支援組織として新たなスタートを切りました。

「らいず」は01年6月に活動を始め、電話によるDV相談ヘルプラインを柱に、地域で被害者に付き添うアドヴォケイト、シェルター「セーフティらいず」での緊急避難支援などをしてきました。暴力のない、「ひと」としての尊厳が守られる社会の実現をめざすには、さらに足場を固め、公的関係機関や民間機関との連携を密にし、情報を共有しながら力発揮していくことが求められます。

NPO 法人ウィメンズネット「らいず」は定款で、女性の地位向上と人権の確立、男女平等社会の実現に寄与することを目的に掲げました。その目的を達成するために、「女性に対する暴力の根絶」と被害女性と子どもへの支援ばかりでなく、グローバルな視点を持ち、世界の弱い立場にある人たちの権利を守る活動に取り組めます。

昨年7月、茨城NPOセンター・コモンズ代表理事の茨城大学教授帯刀治（たてわき・いさお）さんをお招きし、NPO 法人設立へ向けてご講演をいただきました。それに続き06年1月、ジャーナリスト竹信三恵

男女共同参画社会の実現へ 新しい価値の創造に期待

寄稿

茨城NPOセンター・コモンズ代表理事・茨城大学教授 帯刀 治さん

NPO 法人ウィメンズネット「らいず」は、茨城において男女共同参画社会の形成を図る活動の展開を目標に設立されました。世の中には、男女が半数存在するのに、職場でも、議会でも、行政の委員会などでも、なぜか男性ばかりが多数です。一方、地域福祉活動に取り組むボランティア・グループやPTAでは、女性ばかりが多数です。

役割分担しているからよい？ 違います！ 少子化対策も次世代育成も、今のやり方ではダメなのです。もっとうまくやるためには、男も女もワークスタイル（Work Style=働き方）やライフスタイル（Life Style=生活様式）を大幅に変更していかなければなりません。

NPO 法人ウィメンズネット「らいず」は、そのように私たちのこれまでの価値観や働き方、生き方を見直すと同時に、新しい価値観を創り出し、働き方や生き方を変える、という壮大な目標に挑戦する第一歩を歩み始めました。

NPO 法人ウィメンズネット「らいず」の挑戦に、深いご理解を賜りますとともに、物心両面で、あるいは労力方面でも、ご協力をお願いいたします。

子さんによる記念講演会を開催。「女性の権利は人権である」とうたった世界女性会議（1995年）における北京宣言が、10年余を経た今果たしてどれくらい達成できたのか、竹信さんと共に検証し21世紀の課題を考えます。（三富和）

「らいず (RISE)」

R : Right (権利)
I : Independence (自立)
S : Share (分かち合い)
E : Empowerment (力をつける)

「らいず」は、共に活動したり資金面で支えてくれる会員を募集しています。詳しくは事務局まで!

◇全国シェルターシンポジウム2005 in あいち 参加報告
DVを許さない! 理解・行動・勇気 ~暴力のない社会をめざして~

2005年9月17日(土)・18日(日) 会場:名古屋国際会議場

8回目となる全国シェルターシンポジウムが、名古屋国際会議場で2日間にわたり開催され、「らいず」からも8人が参加。初日午後には基調講演とシンポジウム、翌日午前中は9つの分科会が開かれ、日ごろの取り組みをもとに熱心な討議が繰り広げられました。

◆全体会 9月17日

オープニングの基調講演のテーマは「加害者プログラムと被害者の安全確保—米・英の経験から学ぶ」。被害当事者の安全確保、人権救済、自立支援という従来のDV対応から、加害者の処罰・処遇に視点を広げたのが今回の特徴といえます。

講師は、米ニューヨーク州の家庭裁判所、高等裁判所の判事を務めた弁護士のマージョリー・D・フィールズさん。マージョリーさんは、「妻への暴力は、社会に対する罪。DV加害者は、他の暴力犯罪の加害者とまったく同じ刑事手続によって拘束されるべき」と強調し、DV加害者に対する米国、英国での判決例、保護観察など警察の対応などを報告。

安全確保や医療ケア、カウンセリングといったDV被害者へのサービスのあり方と米・英両国の保護命令の内容を紹介したあと、日本の保護命令を外国同様に効果を上げるためには、期間の延長、離婚後も有効化、加害者からの連絡の禁止、対象の全家族化—などを挙げました。

加害者対応の中で、英国での実例や米司法省の報告をもとに、「加害者プログラムには効果がない」と、興味深い発言をし、会場の関心を集めました。

シンポジウムは、「日本における加害者プログラムの可能性と課題」をテーマに、近藤恵子さん(女のスペース・おん代表)と後藤弘子・千葉大学教授が、プログラムの現状、刑事システムとの関係について配偶者による事件の検挙件数を示しながら、意見を交わしました。(三富正)

◆分科会 9月18日

①改正DV防止法「基本計画を使いこなそう」

2004年12月施行された改正DV防止法は、DV被害者の自立支援を加えた都道府県ごとの基本計画の策定を明記しました。講師はシンポジウム開催地愛知県の健康福祉部課長の吉田良平さん。北海道、東京都の参加者からも経過報告があり、「次の一手」をめくって知恵を出しました。

愛知県は「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基

本計画」と、その計画名に「被害者支援」をうたっています。女性総合センター(ウィルあいち)をもつ男女共同参画行政の先進県ですが、DV取り組みは、県レベルの相談窓口はウィルあいち、女性相談センターのほかに駐在室が7か所。母子生活支援施設4、民間シェルター3など8施設が一時保護委託を行っています。

しかし、法改正の目玉は「自立支援」であるのに、就労先の確保、子どもを含む心のケア、加害者の追跡から逃れてどう生活再建していくかなど道は険しく、改正法の限界を再認識しました。

北海道はパブリックコメント募集で、子どもに対する支援が手薄であること、就労の促進、住宅の確保、民間団体との連携など意見を出したと報告。東京都は被害者の権利と、被害者に対するエンパワーメント支援、男女共同参画の位置づけの重要性を指摘しました。

《感想》「女性への暴力」はDVのみでなく、セクハラ、ストーカー、強姦などと密接に絡み、「女性の権利」と車の両輪。そのため、基本計画づくりは、多くの場合都道府県の男女共同参画行政が担っています。その点で福祉行政が担当している茨城県は少数派。住宅政策は、国土交通省から公営住宅の被害者に対する優先入居が提示されているにもかかわらず、茨城では実現できていません。愛知では既に県営住宅の優先入居、入居資金の支援が取り組まれ、県営住宅の目的外使用(ステップハウス)も検討されています。改めて私たちに課せられた宿題の重みを実感しました。(三富和)

②加害者処罰と再教育制度

DVはれっきとした犯罪です。DVに関わりのある罪状には次のようなものが考えられます。殺人罪・傷害罪・暴行罪・脅迫罪・強要罪・逮捕監禁罪・侮辱罪・名誉毀損罪・器物損壊罪・保護責任者遺棄罪など、重罪から軽犯罪まで様々な罪状としてDVを取り締まることができるのです。

たとえ軽犯罪であったとしても、常習犯ならば「暴行法違反」となり重い処罰を受けなければなりません。そのように考えると、DV行為は現状の法律のままでも十分に「長期懲役刑5年~10年」も可能なはずですが。

しかし、なぜDVにおける軽犯罪は見逃されてしまうのでしょうか?ここで、軽犯罪を見逃す弊害を指摘しなければなりません。すなわち「加害者は学習する」ということです。軽犯罪程度ならDV行為は許されるのだという学習は、非常に危険な方向へと向かいます。

まずは軽犯罪を見逃さないよう警察の対応を改善する。そして、どのような場合にも被害者の保護を優先させる必要があります。DV防止法の一層の強化と併

全国シェルターシンポジウム2005 in あいち 参加報告

せ、社会が警察の怠慢を追及する姿勢も必要です。さらには、非暴力・平和運動や学校現場との連携なども必要なのではないのでしょうか。

《感想》講義内容も非常に濃く、参加者からの議論も活発で、DVにおける大きな課題の1つであると実感しました。この議論には、様々な分野の意見が必要だと思えます。(野澤)

③改正DV防止法と警察・裁判所

DV防止法の施行で司法や警察の現場はどのように変わったかー改正法の運用動向や問題点を検証、被害者へのよりよい「司法支援」をめざし、今後の見直しに向けた課題などについての討議が行われました。

パネリストは、愛知県警、名古屋家裁調査官、弁護士、ウィメンズサポートにいがたの4人。県警からは、相談件数は年々増加し、30代が38.7%と最も多いこと、被害の届けに躊躇するケースが多く、被害者の意向をよく確認して対応していること、また、加害者からは捜索願が出されるが受理しないようにするなど、DV防止法とストーカー法を合わせて対応していること、などが報告されました。

家裁調査官からは、調停委員はDVケースについて研修を受けており、男性調停委員の無理解も2、3年前まではみられたものの、現在はほぼ認識し、男女対等意識も定着しつつある現状が報告されました。弁護士からは、保護命令の認可状況について、受件数は2001年171件から2004年には2,179件と増え、認容率は81.4%、未解決の課題としては、当事者の範囲のさらなる拡大、暴力以外の行為はどうか、電話、FAX、メールによる接触の禁止、緊急保護命令の創設の必要などが訴えられました。

NPO支援者側からは、加害者も今や情報を得ようになっており、DV加害者に温情的な日本社会に疑問を呈する意見も発表されました。

《感想》中立的立場をとる法曹関係者に対し、ウィメンズサポートにいがたからは、DVケースでの親権問題など、「DV関係にある当事者間の平等とは何か」という主軸的テーマが投げかけられました。DVでは、被害者と加害者が同条件に立っているわけではありません。私たち自身の中にあるバイアスもえぐり、ハッとさせられました。(城倉)

④医療関係者との連携

DV被害者支援の体制が医療現場とうまく連携している例として、鳥取県の取り組みをシンポジストが紹介。DV被害者の治療に不可欠となる個室の利用をはじめ、その他様々な医療支援に公的資金がしっかり充当されている現状が報告されました。

DVを医療の過程でどう発見するかは、病院での診

察時における対応がカギとなりますが、医師の理解にも個人差があるため、一層の啓発が必要です。医学教育には、まだDVに関する教育機会がないのが現状で、医師・看護師に対するマニュアル作りが急がれます。

また、DVの発見のみでなく、DV被害により心身ともに深く傷ついた被害者には、ほぼ全科にわたっての診療支援が必要となることも強調されました。

新潟では、「医療関係者の皆様へ」と題したDVに関するパンフレットが医療機関に配布されたとのこと。先進県の鳥取でさえ、医療関係者に対するDVの調査を行ったところ、回答率の低さにショックを受けたとの報告もなされました。医療関係者のDVに関する認識度を向上する取り組みは、これからが本番です。

《感想》大変恵まれた鳥取県の行政の対応に驚きました。茨城県でも、医療機関の理解を得ながら、医療の現場と行政が連携して対応できるよう、何らかの手を打たなければならないと痛感しました。(鴈野)

⑤DVと児童虐待

講師は、「町弁」として11年の経験を持ち、「キャプナ弁護士」生みの親の1人でもある高橋直紹（なおつぐ）さん。キャプナ弁護士は、愛知県を中心に児童虐待に関わる弁護士100人を擁するネットワークです。「子どもの虐待防止ネットワークあいち(CAPNA)」と連携し、重い事案が多い虐待事件に、2人以上の弁護士が迅速に対応する仕組みを作り上げました。

虐待をした親の刑事弁護も積極的に引き受けてきた経験から、虐待事件のほとんどのケースに、DVによって母親が追い込まれてきた過程が見えたといいます。DVと児童虐待の共通項として、①相手への支配のために暴力が使われる、②見えないところで行われる、③受ける被害が甚大である、と分析。子どもたちと接する中で耳にしたのは「自分が殴られるより、母が殴られているのを見る方がつらい」という言葉でした。

DV防止法の改正で、子どもに対する保護命令も可能となりましたが、今後の課題は親権と面接交渉。特に面接交渉は、養育費とは区別し、子どもと母親の安全確保が何より優先されるべき問題だと主張します。

母子保護体制の貧弱な日本にあっては、DV環境で育った子どもへのサポート体制の充実も急務。虐待問題の奥にDVがあり、暴力の連鎖がある現実、子どもの視点に立ち返る活動が基本であると訴えました。

《感想》DVや虐待問題の解決に弁護士の力が不可欠であることを思うと、キャプナ弁護士の取り組みは大変画期的。虐待とDVの深い関係性、DVの視点から子どもの権利を再考する貴重な時間となりました。(坂場)

全国シェルターシンポジウム2005 in あいち 参加報告

⑥当事者の提言 ～私たちが望むこと～

トラウマを抱えた女性がいかに心の健康を回復し維持していくか、「レジリエンス」中島幸子さんと西山さつきさんを講師に、その過程とサポートの姿勢について話し合いました。

当事者が今も強く感じている問題点は、身体的暴力に比べ、脅しや暴言、嫌がらせなど目に見えない形の暴力について、いまだ日本社会の認識が低いということ。また、上下関係で権力（パワー）と支配（コントロール）を強化する手段として暴力が用いられるわけですが、第三者には理解されにくいという点が指摘されました。

さらに、DVの始まりには、暴力と優しさが繰り返されるため当事者に混乱が起こり、いつの間にか神経をすり減らしながら、水の中に沈められるような状況に陥ってしまうと説明。誰かに相談した際、「なぜ?」「どうして?」と反応されると、「あなたも悪い」と責められている気持ちになり、「耐えなさい」という言葉は「相手の支配に入れ」という意味にしか受け取れないことが多い、と訴えました。

当事者が抱えるトラウマは、分かりやすく他者に説明するのが難しいため、癒すのは容易ではありません。被害者に、不幸を恥じたり自尊心を低下させるシンパシー（同情）ではなく、「あなたも人間として尊重されている」というエンパシー（共感）をもって接することで、対等な信頼関係が生まれ、初めて被害者の心が開かれると結びました。

《感想》初めて参加した全国大会。“暴力のない世界をめざして”というスローガンを理解し、勇気をもって行動することの大切さを改めて痛感しました。（高橋）

⑦DV根絶と国際ネットワークの形成

「アジアからのDVの根絶を!」をテーマに、近藤恵子さん（女のスペース・おん）のリードで韓国女性ホットライン代表朴仁恵（パク・イネ）さんが基調提案。

前年の米子大会でメインスピーカーを務め、05年6月にソウルで開かれた世界女性学大会のDVフォーラムを主催するなど国際的な活動を続けている朴さんは、「女性への暴力の根絶、女性の人権を求めるアジア女性の連帯」を強く訴えました。

女性への暴力をなくすために、アジアの女性たちが連帯しなければならない必要性として朴さんは、①世界化によるアジア女性の貧困-暴力、人身売買-移住、という悪循環の形成により、女性に対する暴力を深め、強める原因になっている、②アジアの中での不均衡な発展が、女性の移住労働の拡大要因になっている、③移住女性の人権問題、民族問題などが伴い、女性へ

茨城県弁護士会と「らいず」が意見交換
「DV被害の実態と法律家の役割」

寄稿

弁護士 安江 祐さん

05年9月7日、茨城県弁護士会の両性の平等委員会、ウィメンズネット「らいず」の皆さんをお招きし、「DV被害の実態と法律家の役割」と題する学習会を行いました。弁護士は、土浦や下妻からも含め20名ほどが参加し、この問題についての関心の高さがうかがわれました。「らいず」からも多数の方に参加していただき、たいへん貴重な意見交換の場ともなりました。

DV問題は、離婚事件として扱う場合が多いのですが、保護命令の取得や夫に対して居所を明らかにしないで、どのように手続きを進めるかなど通常の離婚事件にはない特徴があります。また、夫の暴力については「殴るのも愛情のうち」「殴られる方にも原因があるのでは」といった誤解や偏見が全くなっているわけではないので、弁護士としてもこの問題についてきちんと学習しておく必要があると考えています。

DV被害者が離婚手続きを進めようと思えば、やはり弁護士の援助が必要だと思いますが、必ずといっていいほど経済的問題も絡んでいますので、法律扶助協会を積極的に利用することが求められています。学習会での意見交換から、思ったより扶助制度が知られていないと感じ、反省しているところでした。

DV被害者を精神的に支えていく上で、「らいず」の存在は貴重だと思います。

今後も連携を深めながらDV被害の救済に取り組んでいきたいと思っています。



▲らいず活動を紹介しながら、DV被害者支援をめぐって意見交換＝茨城県弁護士会館

の暴力は一国の問題では終わらないと指摘、6月のDVシンポの成果を背景に、「世界女性暴力追放週間」へ向けて各国の共同行動参加を呼びかけました。

共同行動に向けた取り組み方などの質疑のあと、近藤さんが「この10年の日本の運動で、女性に担わされている課題も大きくなっている。共同行動を、地球から暴力をなくす動きの原動力にしたい」とまとめました。

《感想》「連帯の第一歩は友達になること。これからもできるだけ会って、互いに知る機会があることにしたい」といった朴さん。ひとりで悩まないでーは、国際的な共通語と感じました。（三富正）

セミナー

「地域が守る子どもの権利」 那珂市



▲DVと子どもの虐待をテーマにトーク&トーク
=那珂市・ふれあいセンターよこぼり

05年12月に茨城県女性団体連盟、「女性ネットワークなか」との共催で、セミナー「地域が守る子どもの権利」を那珂市・ふれあいセン

ターよこぼりで開催。150人の参加者が年末の1日、熱心に講義に耳を傾けました。

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

「花づな」による朗読劇「お父さんわたしを見て!」で幕を開けたセミナー。「DV被害者支援と子どもたち」というテーマで、「らいず」広報部会の坂場が、昨年の実態調査などに基づき幼少期の被害体験が将来に及ぼす深刻な影響について発表。子どもたちがDVに巻き込まれる構図や支援における地域の役割について触れました。

トーク&トークでは、いばらき子どもの虐待防止ネットワーク“あい”代表で弁護士の坂本博之さんが、茨城における民間機関としての先駆的な取り組みを紹介。虐待事件に携わった経験から「子どもの権利が何より優先。もしや、と思ったら是非“あいコール”を」と呼びかけました。茨城県立母子の家で20年来母子の支援に携わる小堆照子さんは、DVの根の深さ、子どもと母親の精神的ケアの重要性を主張。地元那珂市の保健師池崎みち子さんからは、乳幼児期における早期発見の大切さと保健センターの役割が紹介されました。(坂場)



茨城県がDV基本計画を策定

母子の心理ケア、センター機能強化も論議

国の基本方針を受けて県は本年度、DV基本計画の策定作業に取り組んでいます。県をはじめ「らいず」を含む関係機関がそれぞれの支援策を説明したあと、05年9月の第2回策定委員会(委員長・富田信穂常磐大教授)に、県はDV基本計画骨子案を示し、委員が意見を出し合いました。

基本計画案は、国方針にならって暴力防止と被害者保護施策の実施に関して通報、相談、自立支援、民間団体との連携などを盛り込み、重要事項として基本方針に合わせた3年後の見直しを視野に入れていきます。

改正DV防止法は、被害者保護の中心的な機関である配偶者暴力相談支援センターの設置を都道府県だけでなく、市町村にも拡大しています。質疑の中で市町村指導と併せ、スーパーバイザーとしての県センターの機能強化が指摘されました。県子ども家庭課は、現状では県の相談窓口では不足しているとの見解を示し、市町村の設置を促したい考えです。

DVはその子どもの心身にも大きなダメージを与えます。そのため、婦人相談所と児童相談所、医療機関などとの連携強化、心理職員の増員と積極的な配置、自立支援における母子への心理ケアの重要性についても論議しました。(三富和)

ヘルプライン事務所を狩野ビルに移転

05年新年度を目前に、県いばらき就職支援センターからの急な立ち退き要請。公的施設への移動のめどが立たないまま、民間アパートを借用かと覚悟を決めた矢先、「らいず」発足時よりご協力いただいている参議院議員狩野安さんのご好意で、水戸市中央にあるビルの一室をお借りできました。広く明るい室内で、今まで同様メンバーが週2回(水・金曜日)および全国共通DVホットラインを受けています。(臼井)

2005年度の事業経過

- 6/1 茨城県女性団体連盟総会
- 6/10 男女共同参画基本法改定説明会
於：女性と仕事の未来館(東京都)
- 6/19 ウィメンズネット「らいず」総会
於：水戸市男女文化センターびよんど
- 7/12 DVシエルトー運営者のための研修会
於：日立市女性センター
- 7/16 NPO設立総会及び講演「NPOがつくる市民社会の未来」 講師 帯刀治さん
於：水戸市男女文化センターびよんど
- 9/7 茨城県弁護士会による学習会
「DV被害の実態と法律家の役割」に参加
- 9/17・18 「全国シエルトーシンポジウム2005 in あいち」
全国シエルトーネット総会
於：茨城県弁護士会
- 9/29 シュンらいずひたち関係行政機関との懇談会
10/1・2 レイクエコーまつりに参加
- 10/10 NPO法人認証式
於：県三の丸庁舎
- 10/26 明るい選挙啓発リーダー研修会 於：県会議事堂
- 10/28 DV対策ネットワーク会議(中央会議)
於：県合同庁舎
- 11/11 全国共通DVホットライン2年目へ
NPO法人登記
- 11/19 DV研修会「なぜ男は暴力を逞かのか」
於：日立市女性センターらぼーる
- 11/26 茨城県女性団体連盟「ヘアテの贈りもの」上映
&講演会 講師 岩田喜美枝さん
於：県民文化センター
- 12/11 DV被害者聴き取り調査票配布
セミナー「地域が守る子どもの権利」
講師 坂本博之さん、小堆照子さん、池崎みち子さん、坂場由美子、三富和代
於：那珂市ふれあいセンターよこぼり
- 1/14 NPO法人設立を記念する集い
「女性と子どもの権利」北京10を検証する」
講師 竹信三恵子さん
於：水戸市男女文化センターびよんど
- 1/13 DV被害者聴き取り調査まとめ
茨城県女性団体連盟の集い
- 2/26 WESTらいず講演会「知ってる?デートDV」
講師 中島幸子さん
於：筑西市アルテリオ

上映&講演会に700人が参加
「ベアテの贈りもの」で感動を共有

茨城県女性団体連盟が主催して05年11月、水戸市の茨城県民文化センターで「ベアテの贈りもの」上映



と講演会を開きました。日本国憲法に「男女平等」の文言を盛り込んだベアテ・シロタ・ゴードンさん

▲自らの歩みと重ね合わせ、「ベアテの贈りもの」の意義を岩田さんと再確認＝茨城県民文化センターの功績をたたえるドキュメンタリー映画で、女性団体などが全国各地で上映している話題作です。

映画製作にかかわった元厚生労働省局長で、資生堂取締役岩田喜美枝さんを講師に招きました。映画は岩田さんの講演を挟んで午前、午後の2回上映。ベアテさんの父親である著名なピアニスト、レオ・シロタの美しい演奏が流れる中、法の精神が女性の地位向上と権利獲得にどのような役割を果たしたのか、映画観賞を通して改めて学びました。

今回、岩田さんとのご縁ができたことで、女性監督が子育てに奮戦する父親像をユーモラスに描いたスウェーデン映画「ダブルシフト」の上映&講演会の企画が持ち込まれています。(三富和)

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

全国共通DVホットライン 活動2年目に

世界女性暴力追放で行動 29時間HL実施

支援組織が手を結び、全国どこからでもフリーコールでDV電話相談に応じる「全国共通DVホットライン」0120-956-080が、活動2年目を迎えました。「らいず」も参加して、世界女性暴力追放週間初日の11月25、26日は初の「29時間ホットライン」を実施。主宰するネットワーク虹（広島県）によると、電話は深夜に集中し総アクセス数は63件になりました。

アメリカ、韓国などではすでに国の資金援助のもと実施されているフリーコール。日本でも110番や119番のように、どこからでも無料で相談できる窓口の開設が目標です。全国DVホットラインは参加団体の無償協力により継続されていますが、相談は深刻で複雑な内容も多く、昨年10月末までの1年間でアクセス数は4188件にのぼりました。(三富和)

地域の取り組み

◆**ジューンらいずひたち**

電話相談受付ノートも、この2年半の間に3巻になり、どのページも深刻な暴力に悩む女性の姿を伝えています。暴力は自由を奪う行為。大切な人生を、共にエンパワーして生きていきたい、との願いで相談に臨んでいます。05年9月には日立市女性センターで地元関係機関と意見交換会を実施し、事例をもとに理解を深めました。(岡部)

◆**WESTらいず**

WESTらいずでは、地域への継続的な啓発を目指し活動しています。下妻、水海道に次いで今年度は境町でDVの寸劇を出前。また06年2月25日(土)には筑西市「アルテリオ」で講演会「知ってる?デートDV」を開催します。講師は「レジリエンス」代表中島幸子さん。若者たちへのDV被害予防と啓発を目的に、地域の青少年にも広く参加を呼びかけます。皆様も是非ご参加ください!(中条)

部会・事務局だよ!

☆**ヘルプライン部会**

相談者の第一声を受け止めながら、危険度、緊急度を押し量り、瞬時に適切な判断が迫られる電話相談。全国共通DVホットラインにも参加しているので、相談は、全国から寄せられます。良い意味での緊張を忘れずに、勇気を振り絞って電話をかけてきた当事者の方に、今年も真摯に向き合っていきます。(柳堀)

☆**地域ネットワーク部会**

多くの人にDVへの関心を持っていただこうと、水戸市と土浦市で「らいず」のパンフやヘルプライン案内チラシを配布するキャンペーンを実施。興味を持って受け取ってくれる方がいると、力が湧いてきます。また、シェルターの常備品や自立に歩み出す当事者の方への支援品として、生活必需品の提供を受付中。保管スペースを提供下さる方も募集中です!(城倉)

☆**セイフティらいず運営部会**

セイフティらいずに、3年目のこたつの出番がやってきました。暑い日にも寒い日にも何組もの利用者を迎えてきた部屋。「ここは、何となく落ち着きますね」という言葉に、反対に励まされることも。お湯の出方が悪いのだけが難点。早い時期に改善できればと考えています。(鷹野)

☆**広報部会 ホームページアドレス変更しました!**

03年にホームページ公開してから3年、アクセスも5万件を越え、DV関連のものとしては比較的閲覧されているウェブサイトになりました。05年12月からは、サーバー側の事情と「らいず」のNPO法人化に伴い、ホームページも移転。新しいアドレスは <http://www.npo-rise.info> です。ページ作りには是非声をお寄せ下さい!(西山)

☆**事務局(会計中間報告 05.12月現在)**

収入は、これまでのところ、会費・賛助会費、寄付金などで52万円、その他補助金や利用料が61万円。支出は、セイフティ「らいず」運営費が38万円、ヘルプライン運営費が12万円、その他事務所維持費などに32万円となっています。財政基盤の強化が必要です。繰越金をあてにせず増収を図るには、まず会員を増やすこと。身近な人にも理解を広げていけるよう、ご協力お願いいたします!(鷹野)